

## 令和3・4年度 建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準

うるま市建設工事等競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規程に基づき、客観的事項の審査数値（以下「客観数値」という。）と主観的事項の審査数値（以下「主観数値」という。）のそれぞれの数値の和（総合評定）をもって、以下のとおり等級格付けを行うものとする。

### 1 格付業種及び等級区分

格付業種	等級区分
①土木工事業	A、B、C（3等級）
②建築工事業	
③電気工事業	A、B（2等級）
④管工事業	

### 2 等級格付の方法

3の経営事項審査総合評定値（客観数値）に4の市独自評定（主観数値）を加えた総合評点の上位から格付けを行う。ただし、主観数値は、客観数値の100分の20を上限値とし、小数点以下の値は切り捨てるものとする。

なお、総合評点による等級格付は、格付業種ごとに総合評点の分布、各等級の構成比、指名の状況及び発注工事量等を勘定した上で決定する。

### 3 経営事項審査総合評定値（客観数値）

建設業法に基づくもので、業者の経営規模、技術力、経営状況等を審査する企業評価制度であり、全国統一の評価基準により行われるものである。

経営事項審査総合評定値（客観数値）：建設工事入札参加資格申請書の提出までに通知のあった有効かつ直近の通知書による総合評定値（P）を客観数値とする。

### 4 市独自評定（主観数値）

#### （1）所在地

評価項目	付加点数
本店市内	+10点
代表者市内在住	+5点
市内支店・営業所	+3点

(2) 工事成績

審査年度の前2年度(\*)に完成した本市発注工事の工事成績について、下記の表にて点数を付加する。

工事成績の評点	55点未満	55点以上 60点未満	60点以上 65点未満	65点以上 70点未満	70点以上 75点未満	75点以上 80点未満	80点以上
付加点数	-40点	-30点	-20点	0点	+20点	+30点	+40点

(\*) 審査年度の前2年度…平成30・令和元年度完成した本市発注工事の工事成績

(3) 技術者数

令和2年12月1日現在の技術者数について、下記の表にて点数を付加する。

業種	技術者	付加点数	資格
土木工事業	1級技術者	1人につき +3点	一級建設機械施工技士 一級土木施工管理技士
	2級技術者	1人につき +1点	二級建設機械施工技士 二級土木施工管理技士
	技術士 (上記技術者と重複可)	1人につき +5点	技術士(建設・農業土木・水産 土木・森林土木)
建築工事業	1級技術者	1人につき +3点	一級建築士 一級建築施工管理技士
	2級技術者	1人につき +1点	二級建築士 二級建築施工管理技士
	積算士 (上記技術者と重複可)	1人につき +3点	積算士
電気工事業	1級技術者	1人につき +3点	一級電気工事施工管理技士
	2級技術者	1人につき +1点	二級電気工事施工管理技士
管工事業	1級技術者	1人につき +3点	一級管工事施工管理技士
	2級技術者	1人につき +1点	二級管工事施工管理技士

#### (4) 雇用の規模

令和2年12月1日現在のうるま市在住の従業員数について、下記の表にて点数を付加する。

評価項目	付加点数
1人～32人まで	+3点/人
33人以上	一律+99点

#### (5) 障がい者雇用

令和2年12月1日現在の障がい者雇用の状況について、下記の表にて点数を付加する。

法定雇用の義務の有無	雇用の状況	付加点数
法定雇用義務がある場合	雇用義務達成	+5点
	法定数以上に雇用	+5点/人 (法定数を超える分)
	雇用義務未達成	-5点
法定雇用義務がない場合	雇用している	+5点/人

法定雇用義務：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用義務（従業員が45.5人以上の企業）

#### (6) 表彰

審査前2年度に受けた表彰について、下記の表にて点数を付加する。

表彰区分	付加点数
うるま市優秀建設工事表彰	+20点
沖縄県土木建築部優良建設表彰	+5点
〃 農林水産部優良建設業者表彰	+5点
国土交通省建設工事統計調査大臣表彰	+3点
沖縄県建設雇用改善優良事業所表彰	+3点
安全衛生に係る厚生労働大臣表彰	+3点
沖縄県産業安全衛生大会表彰	+3点

※令和元年度・令和2年度に表彰されたものに限る。

(7) マネジメントシステムの認証取得

令和2年12月1日現在の認証登録について、下記の表にて点数を付加する。

マネジメントシステムの認証取得	付加点数
ISO9000 シリーズの認証取得	+5点
ISO14000 シリーズの認証取得	+5点
エコアクション 21 の認証取得	+5点

※ISO14001 とエコアクション 21 の重複加算は不可

(8) 地域貢献

地域への貢献について、下記の表にて点数を付加する。

※令和2年12月1日時点において加入していること。

評価項目	付加点数
うるま市建設業者会、うるま市管工事組合、うるま市電業会、うるま市緑花友の会のいずれかに加入している	+10点

(9) 地域活動貢献

地域活動での貢献について、下記の表にて点数を付加する。

※審査年度の前2年度の実績に限る。

評価項目	付加点数
うるま市主催のイベントでボランティア活動に参加した	+3点/回 (上限12点)

(10) 社会貢献等

下表のいずれかの建設業団体に加入しているとき、加算対象工種の欄に掲げる業種に対して活動年数に応じて加点する。

評価対象団体	加算対象工種	付加点数 (活動年数)		
		2年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
(社) 沖縄県建設業協会	土木一式工事 建築一式工事	+2点	+4点	+6点
(社) 沖縄県電気管工事業協会	電気工事 管工事	+1点	+2点	+3点
(社) 沖縄県中小建設業協会	土木一式工事 建築一式工事	+1点	+2点	+3点

※団体への加入は、令和2年12月1日時点において在籍し、満2年以上加入していることを条件とする。また、過去において途中脱退があった場合には、その期間は団体活動年数の通算から除く。

(11) 指名停止措置（減点）等

審査前2年度に受けたるま市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱及び建設業法に基づく処分について、下記の表にて点数を付加する。

指名停止措置等		期間	付加点数
指名停止措置（うるま市）		1か月未満	回数×（－20点）
		1か月以上6か月未満	回数×（－30点）
		6か月以上	回数×（－40点）
監督処分	指示処分		回数×（－20点）
	営業停止	1か月未満	回数×（－30点）
		1か月以上6か月未満	回数×（－40点）
		6か月以上	回数×（－50点）
	許可の取消処分		回数×（－60点）

※対象期間：処分年月日が平成30年度・令和元年度。但し、同一事案で指名停止及び監督処分が併せて行われた場合は、大きい方の点数により減点する。また、処分期間が年度をまたがる場合は、処分の発生年度を評価対象とする。

5 等級格付の条件

- (1) 新規に入札参加資格審査申請書を提出した者は、工事实績、経営規模等が高い数値で示され、当該等級に格付けされる要素があっても、1等級下位の等級に格付けするものとする。（新規とは、令和元・2年度にうるま市に入札参加登録がなかった者をいう。）
- (2) 土木一式工事及び建築一式工事の昇格・降格とも1等級上位・下位に格付けする。
- (3) 土木一式工事及び建築一式工事のAに格付けする者は、建設業法第3条第1項第2号に規定する「特定建設業の許可を受けている者」を条件とする。
- (4) 経営事項審査の総合評点のない業種の登録は、認めないものとする。